◎調達機関番号　020
◎所在地番号　04、14、15、23、28、34、37、40
1　工事種別及び業種区分
⑴　建設工事
　建設工事（港湾空港関係）の工事種別は次の①から⑤に掲げるとおりとする。なお、かっこ書きは、各工事種別に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）別表の上欄に掲げる建設工事の種類である。
①　空港等土木工事（土木一式工事）
②　港湾土木工事（土木一式工事）
③　港湾等しゅんせつ工事（しゅんせつ工事）
④　空港等舗装工事（ほ装工事）
⑤　港湾等鋼構造物工事（鋼構造物工事）
　この他、道路・河川・官庁営繕・公園関係に係る建設工事として、工事種別を次の①から㉑までに掲げるものとして同時に受け付けるものとする。
①　一般土木工事（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、タイル・れんが・ブロック工事、水道施設工事）
②　アスファルト舗装工事（ほ装工事）
③　鋼橋上部工事（鋼構造物工事、とび・土工・コンクリート工事）
④　造園工事（造園工事）
⑤　建築工事（建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、防水工事、内装仕上工事、建具工事、清掃施設工事）
⑥　木造建築工事（建築一式工事、とび・土工・コンクリート工事、大工工事、左官工事、屋根工事、タイル・れんが・ブロック工事、内装仕上工事、建具工事）
⑦　電気設備工事（電気工事）
⑧　暖冷房衛生設備工事（管工事、熱絶縁工事、水道施設工事、消防施設工事）
⑨　セメント・コンクリート舗装工事（ほ装工事）
⑩　プレストレスト・コンクリート工事（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事）
⑪　法面処理工事（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、防水工事）
⑫　塗装工事（塗装工事）
⑬　維持修繕工事（土木一式工事、ほ装工事、電気工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、タイル・れんが・ブロック工事、防水工事、機械器具設置工事、塗装工事）
⑭　河川しゅんせつ工事（しゅんせつ工事）
⑮　グラウト工事（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事）
⑯　杭打工事（とび・土工・コンクリート工事）
⑰　さく井工事（さく井工事）
⑱　プレハブ建築工事（建築一式工事）
⑲　機械設備工事（機械器具設置工事、鋼構造物工事）
⑳　通信設備工事（電気通信工事、鋼構造物工事）
㉑　受変電設備工事（電気工事）
⑵　測量・調査及び建設コンサルタント等業務
　測量・調査及び建設コンサルタント等業務の業種区分は次に掲げるとおりとする。
①　測量・調査
②　建設コンサルタント等
2　申請の時期及び場所
　申請者（申請者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者。以下同じ。）の別記に掲げる本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、別記に定める提出場所において、随時、申請を受け付ける。
　なお、申請者が国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）が適用される調達契約についての一般競争又は指名競争に参加しようとする者であって、５に定めるところにより一般競争（指名競争）参加資格があるとの認定を受けていないものである場合においては、競争参加資格確認申請書又は参加表明書を提出したときに限り、当該競争参加資格確認申請書又は参加表明書を提出した国土交通省地方整備局の総務部経理調達課において申請を受け付けるものとする。
3　申請の方法
⑴　申請書の入手方法　「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」及び「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・調査及び建設コンサルタント等）」（以下、「申請書」という。）は、次のホームページアドレスへアクセスして取得するものとする。
http://www.mlit.go.jp/chotatsu/shikakushinsa/index.html
⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付して持参又は郵送により提出するものとする。申請書及び添付書類（以下、「申請書等」という。）の提出部数は１部とする。
（建設工事に係る添付書類）
①　営業所一覧表
②　申請者が経常建設共同企業体である場合においては、共同企業体協定書の写し
③　業態調書
④　納税証明書の写し（申請者が個人である場合においては、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号。以下「国税規則」という。）別紙第９号書式（その３）又は（その３の２）、法人である場合においては、国税規則別紙第９号書式（その３）又は（その３の３））
　ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類
⑤　申請者が、その設立から５（建設工事）②に規定する特別事項の審査基準日の前日までの期間が24箇月以上の協業組合（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）による協業組合をいう。以下同じ。）又は企業組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）による企業組合をいう。以下同じ。）であって、前回の特別事項の審査基準日以降に新たに組合員の加入があったものであるときは、当該新規加入の組合員の住所、電話番号、商号又は名称、代表者氏名及び加入年月日を記載した書類
⑥　申請者が、その設立から５（建設工事）②に規定する特別事項の審査基準日の前日までの期間が24箇月に満たない協業組合又は企業組合であるときは、各組合員の住所、電話番号、商号又は名称及び代表者氏名を記載した書類
⑦　建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第21条の４に規定する総合評定値通知書の写し
⑧　申請者が共同企業体であって、客観的事項及び特別事項について算定した点数の調整（数値の算定及び等級の格付け要領（昭和55年12月１日付け港管第3722号）第６条⑶に規定する共同企業体の特例をいう。）を希望する場合においては、合併等に関する合理的な計画が記載された書類
［注］
Ⓐ　申請者が一般社団法人等（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に基づく一般社団法人若しくは一般財団法人又は公益社団法人若しくは公益財団法人をいう。以下同じ。）であるときは、①に掲げる書類、規則第19条の３第２項の経営状況分析申請書に準ずる書類、規則第19条の７第２項の経営規模等評価申請書に準ずる書類、規則第19条の４第１項第２号、第４号及び第５号に掲げる書類及び規則第19条の８第１項に掲げる書類に準ずる書類並びに定款を提出すること。
Ⓑ　申請者が事業協同組合（中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合で、建設業法第３条の規定による許可を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。以下同じ。）の総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望する旨の申出をする事業協同組合であるときは、審査対象者の住所、電話番号、商号又は名称並びに代表者及び役員の氏名を記載した書類、役員名簿、組合員名簿を当該事業協同組合に係る書類とともに提出すること。この場合において、審査対象者のうちに一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請をしていない者があるときは、当該審査対象者に係る５（建設工事）①イに掲げる項目について記載した書類を提出すること。